

## 認知症支援推進センター運営事業実施要綱

26 福保高在第928号

平成27年3月24日

一部改正 29 福保高在第1117号

平成30年2月22日

一部改正 30 福保高在第1223号

平成31年3月7日

## 第1 目的

認知症支援推進センター（以下「センター」という。）は、今後急増が見込まれる認知症高齢者等を地域で支える支援体制を構築するため、認知症ケアに携わる医療専門職や、区市町村において指導的な役割を担う人材等を育成することにより、都内全体の認知症対応力の向上を図ることを目的とする。

## 第2 実施主体

本事業の実施主体は、東京都（以下「都」という。）とする。ただし、都は事業の実施に当たり、医療従事者等の認知症対応力向上に係る取組の実績を有し、本事業を効果的かつ円滑に実施することができると思われる団体等に事業の全部又は一部を委託して実施することができるものとする。

## 第3 事業内容

センターは、医療従事者等の認知症対応力向上の支援拠点として、以下の事業を実施する。

## 1 医療従事者の認知症対応力向上に向けた支援

## (1) 認知症医療従事者向け支援検討会の開催

認知症ケアに携わる専門職の認知症対応力の向上に必要な支援内容について検討を行う。

## (2) 認知症サポート医フォローアップ研修

都内の認知症サポート医のスキルアップ及び活動の促進を図るため、認知症の診断・治療技術及び地域連携等に係る研修を実施する。

## (3) 認知症疾患医療センター職員研修

東京都認知症疾患医療センターの相談員及び臨床心理技術者等のスキルアップ並びに相互の情報交換、連携の促進を図るための研修を実施する。

## 2 区市町村における認知症支援体制の構築に向けた支援

### (1) 認知症地域対応力向上研修

区市町村において、認知症の人への支援に携わる専門職の支援技術等の向上を図るための研修を実施する。

### (2) 認知症多職種協働講師養成研修

区市町村において、地域の実情に応じ認知症多職種協働研修を実施することができるよう、認知症多職種協働研修の講師を養成する。

### (3) 島しょ地域等認知症医療サポート事業

島しょ地域等の医療従事者等に対し、認知症に関する専門的見地から指導及び助言等を行うとともに、認知症初期集中支援チームの活動支援を実施する。

### (4) 島しょ地域の認知症対応力向上研修

島しょ地域の医療従事者、介護従事者、行政職員及び地域住民等に対し、各島の地域特性に応じた研修等を実施する。

## 3 都内全体の医療専門職等の認知症対応力向上に向けた取組

上記1及び2のほか、都内全体の認知症ケアに携わる医療専門職等の認知症対応力の向上を図る上で必要な取組を行う。

## 第4 関係機関との連携

センターは、上記第3に定める事業の実施に当たり、東京都認知症疾患医療センター、医師会、区市町村の関係部署その他関係機関等と十分に連携し、円滑な事業の運営を図るものとする。

## 第5 経費の負担

- (1) この要綱に基づき実施する事業の経費については、別に都と受託者との間で締結する「業務委託契約書」に基づき、予算の範囲内で支払うものとする。
- (2) 研修の開催に当たって、受講者の研修会場までの旅費その他受講に際して要した経費については、受講者が負担するものとする。

## 第6 実施体制

センターには、事業の管理運営に必要な職員を置くものとする。

なお、事業を適正かつ円滑に実施するため、認知症高齢者等の医療や介護に関して知識・経験を有する職員を配置するものとする。

## 第7 事業実施に当たっての留意事項

- (1) センター職員は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令の規定等を踏まえ、研修受講者に関する情報や、支援対象者及びその家族の

個人情報やプライバシーの尊重、保護に万全を期すものとし、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(2) 受託者は、本事業に係る経理と他の事業に係る経費とを明確に区分するものとする。

(3) 受託者は別に定めるところにより、事業の実施状況を都に報告するものとする。

## 第8 その他

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関して必要な事項は別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

### 附 則（平成30年2月22日29福保高在第1117号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

### 附 則（平成31年3月7日30福保高在第1223号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する